

1 趣旨

小・中学校等の連携や研修の一層の充実を図るため、中学校区の小・中学校教員等が参加する授業研究・教材研究並びに市町村単位で計画する教育課程等の研修に対して、指導主事を派遣し、小・中学校間など異校種間の円滑な接続とともに教員の研修機会の充実並びに指導力の向上に努める。

2 派遣要請に係る文書の提出について

(1) 「学校訪問要請計画書」の提出と回答

ア 市町村教育委員会で、5月27日（月）以降の指導主事の派遣要請について、要請する県教育委員会事務局各課ごとに別葉で「学校訪問要請計画書」（様式1）を作成してください。その際、研修に同じ中学校区の小・中学校教員等が参加し、中学校区として研修成果を共有できるように計画願います。

イ 平成31年4月26日（金）までに、一括して県教育委員会事務局学校教育課長宛て提出するとともに、電子メールにて担当宛て提出してください。

ウ 提出された「学校訪問要請計画書」に基づいて県教育委員会事務局学校教育課で調整し、市町村教育委員会の要請に対する回答をA、B、Cの記号で連絡します。

(2) 要請受諾を受けた学校の指導主事要請に係る手続き

ア Aの回答を受けた学校は、訪問日の2週間前までに「指導主事訪問要請について（依頼）」（様式2）を、市町村教育委員会を経て要請する県教育委員会事務局関係課長宛て提出してください。

イ Bの回答を受けた学校は、県教育委員会事務局関係課の担当指導主事と速やかに調整してください。調整後、同じ中学校区の各小・中学校に決定した日時を連絡してください。

ウ 教育研究団体からの指導主事の派遣要請については、「指導主事訪問要請について（依頼）」（様式3）を、市町村で計画された研修への指導主事の派遣要請については、「指導主事訪問要請について（依頼）」（様式4）を、訪問日の2週間前までに県教育委員会事務局関係課長宛て提出してください。

3 派遣要請依頼及び回答に係る日程

「学校訪問要請計画書」への回答までのおおよその日程は以下のとおりです。

(1) 市町村教育委員会から各学校に連絡……4月初旬

(2) 各学校からの計画を市町村教育委員会が集約……4月中旬

(3) 市町村教育委員会から県教育委員会事務局学校教育課長への提出締切……平成31年4月26日（金）

(4) 市町村教育委員会への回答……平成31年5月20日（月）以降に県教育委員会事務局学校教育課から連絡します。

※4月～5月24日（金）までの要請については、各学校から県教育委員会事務局関係課の担当指導主事に直接連絡をとって御相談ください。

4 指導主事の派遣要請に係るお願い

(1) 指導主事の派遣要請は、各学校とも学期に1回でお願いします。ただし、文部科学省又は県教育委員会指定研究校等はその限りではありません。

(2) 指導主事の派遣は、原則として火・水・木曜日とします。

(3) 各学校からの年度途中の追加要請については、原則として応じかねますので御了解ください。

5 回答に付けるA・B・Cの意味について

記号	回答記号の意味
A	・計画書に記載された要請どおり、指導主事が訪問する予定です。
B	・指導主事又は指導委員が訪問します。日時等の変更・調整をお願いする場合がありますので、担当指導主事に必ず連絡をとってください。
C	・計画書に記載された要請には応じかねます。

6 提出書類の様式について

様式1～4については、県教育委員会事務局学校教育課義務教育ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/17208.htm>）「平成31年度要請訪問派遣依頼」からダウンロードしてお使いください。